

2016年
1月1日
より

マイナンバー制度導入に伴う所得税法等の改正により

200万円を超える金地金・プラチナ地金、

金貨・プラチナ貨の**ご売却取引**では、

お客様のマイナンバー（個人番号）を記載した

支払調書を税務署に提出することが

義務づけられました。

お客様の本人（身元）確認書類と

マイナンバー記載書類のご提示をお願いいたします。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん